

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.17

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 昭和 50 年度

支援の名称	市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置
制度の趣旨・背景	市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図るため、従前権利者が取得した施設建築物に係る固定資産税額の減額措置を行う制度です。
制度の内容	<p>市街地再開発事業により新築された施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合においては、当該施設建築物の一部に係る建物の固定資産税額について、新築後5年間、住宅床は2/3を、非住宅床は1/3（第一種市街地再開発事業は1/4）を減額します。これにより、権利者との合意形成を促進し、市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図ります。</p> <p>■主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅で居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上280㎡以下である家屋 <ul style="list-style-type: none"> 居住の用に供する部分：5年間、税額の2/3を減額 居住の用に供する部分以外の部分：5年間、税額の1/3（※）を減額 ○住宅以外の家屋 <ul style="list-style-type: none"> 5年間、税額の1/3（※）を減額 <p>（※）第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは1/4減額</p> <p>■適用期限</p> <p>令和7年3月31日</p>
対象となる方	市街地再開発事業により新築された施設建築物の一部を取得した従前の権利者
問い合わせ先など	国土交通省 都市局市街地整備課 TEL：03-5253-8414